解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年三月十九日開催の社員総会の決議により、平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月十九日

広島県安芸郡府中町八幡四丁目一番一号
特定非営利活動法人おおぞら
代表清算人　大崎　武

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月十九日

鹿児島市上荒田町二三番二一
特定非営利活動法人フリースクールＩＨセンター
清算人　川添　亮一

解散公告（第二回）

当法人は、寄附行為に定めた存続期間の満了により、平成二十三年四月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年五月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月十九日

東京都千代田区神田錦町一丁目二三番地宗保第二ビル内
財団法人日本ＩＬＯ協会
代表清算人　中村　正

解散公告（第二回）

当法人は解散したので、当法人に債権を有する者は本公告第一回掲載（平成二十三年五月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月十九日

東京都千代田区内神田三丁目一六番五号
社会福祉法人新日本友の会
清算人　中原　伸之

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年五月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月十九日

神奈川県横浜市港北区篠原台町六番一六号
社団法人神奈川県青少年協会
代表清算人　玉井　清一

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年五月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月十九日

神奈川県横浜市中区日本大通一　神奈川県庁内
財団法人神奈川県美術奨学会
清算人　神戸　孝則

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年四月一日寄附行為所定の解散事由の発生により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年五月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月十九日

富山県高岡市吉久二丁目二六八六番地
財団法人吉久ひなどり福祉協会
代表清算人　二口　裕成

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年四月十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年五月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月十九日

山梨県南アルプス市西野四番地
特定非営利活動法人消費生活協議会
清算人　手塚　祐輔

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年四月十七日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年五月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月十九日

長野県長野市川中島町四ツ屋三五
特定非営利活動法人外出介助支援サービス
清算人　松田　嘉子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年四月七日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年五月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月十九日

長野市小島七二七―四
特定非営利法人長野サービス業サポートセンターＮＡＧＡＮＯ―ＩＳＭ
清算人　柳澤　哲

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年四月二十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年五月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月十九日

奈良県天理市二階堂上ノ庄町一七三番地四
特定非営利活動法人まほろばやまと
清算人　田中　一郎

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年四月一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年五月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月十九日

福岡県糟屋郡篠栗町大字篠栗五一一四番地
財団法人篠栗保育園
代表清算人　田中　千春

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十三年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年五月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月十九日

福島県福島市杉妻町二番一六号
財団法人福島県学生寮
代表清算人　遠藤　俊博

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年三月二十一日開催の通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年五月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月十九日

長野県佐久市協和七三五七番地四
社団法人片倉報徳社
清算人　鈴木　英利

解散公告（第三回）

当法人は、定款をもって定めた解散事由の発生により平成二十三年三月十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年五月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月十九日

愛知県岡崎市康生通南二丁目一五番地
医療法人翔徳会杉浦医院
清算人　杉浦　皓

第１期決算公告

平成23年5月19日　千葉県千葉市美浜区中瀬１丁目５番地１
株式会社れこっず
代表取締役社長　渡邊　勝巳

貸借対照表の要旨　（平成23年２月28日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	481,811	流動負債	64,877
固定資産	48,371	固定負債	26,838
有形固定資産	17,128	負債合計	91,716
無形固定資産	23,842	株主資本	438,466
投資その他の資産	7,400	資本金	245,000
		資本剰余金	245,000
		資本準備金	245,000
		利益剰余金	△51,533
		その他利益剰余金	△51,533
		（うち当期純損失）	(51,533)
		純資産合計	438,466
資産合計	530,182	負債・純資産合計	530,182